

既存住宅耐震改修補助金制度のお知らせ

■東川町既存住宅耐震改修補助制度

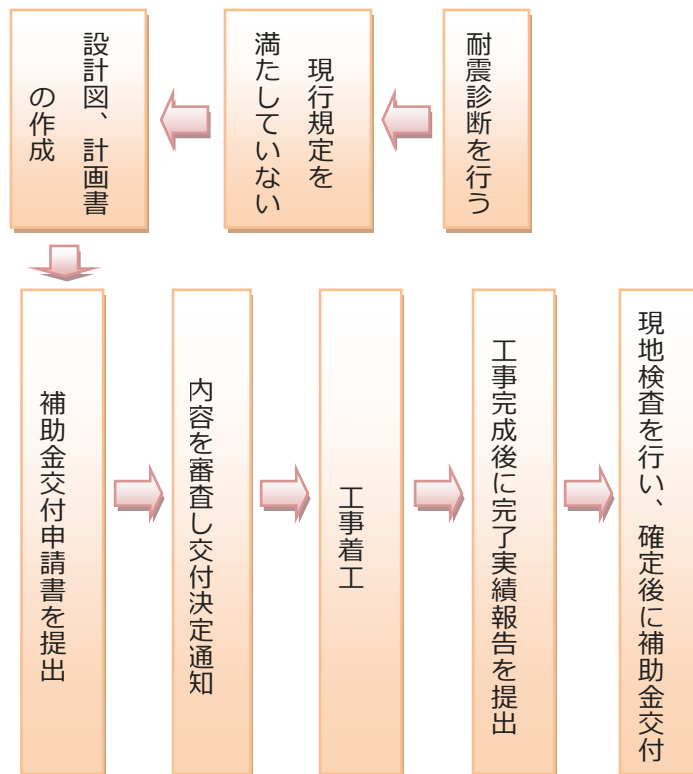
東川町では、昭和56年5月31日以前に建築された既存住宅の耐震化の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的として、耐震改修工事を行う方に補助金を交付します。

●補助対象者

東川町に住所を有し、既存住宅の耐震診断を行った結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断されて耐震改修工事をする方。

●補助金の額

工事費の2分の1以内で30万円を上限といたします。



震度0



震度1



震度2



震度3



震度4



震度5弱



震度5強



震度6弱



震度6強



震度7



〒071-1492

上川郡東川町東町1丁目16番1号

東川町役場都市建設課 建設室

Tel 0166-82-2111

この補助制度は
平成30年度限り